

Mañjuśrīmūlakalpa 第 9 章の成立に関する一考察 ——義浄の関連典籍を通じた視点から——

大 塚 恵 俊

1. はじめに

*Mañjuśrīmūlakalpa*¹⁾ (以下 *MMK*) は種々雑多な内容が混在し、長期間にわたって段階的に選集された大部の經典であると考えられている。したがって、本經全体の成立問題を考察するには、まず個々の章を個別に検証し、各章単独の成立年代と、*MMK* という大部の經典に編入された年代を峻別するという前提が必要となるだろう。このような視座に立ち、本經の成立問題に言及したのが、松長 [1966] である。第 9 章を個別に扱う場合、その類本は、全 55 章からなる梵文テキスト *Gaṇ·Vai*²⁾、同テキスト 37 章分に対応する藏訳 Tib、同テキスト 28 章分に対応する天息災訳 Ch(a) のそれぞれに対応する第 9 章があげられるが、松長 [1966] では、さらに宝思惟訳 Ch(b)・義浄訳 Ch(c) の二種を第 9 章の漢訳類本として指摘している。ただし、これら諸類本の詳しい異同に関する言及は控えられていることから、若干の検証の余地が残されている。さらに第 9 章は、アーユル・ヴェーダの影響を受けていたと考えられ³⁾、その成立問題の解明にはさらなる考察が不可欠である。

そこで本稿は、松長博士の研究成果を前提として、第 9 章の成立問題について、義浄関連典籍を通じてさらなる考察を試みたい。

2. *MMK* 第 9 章成立過程の考察

第 9 章は、*MMK* 全体の中でパタ (pāṭa) に関連する儀軌を説く章として位置づけがなされている。しかし実際には、第 9 章の教説内容は大きく二つに分かれており、後半こそパタを用いた成就法が説かれているものの、前半では真言の持誦と薬の服用を伴った種々の病症に対する治病法が説かれている。これら二つの儀軌は、内容上独立しており、本稿では、便宜上、前半部分を「治病法説示分」、後半部分を「成就法説示分」と称することにする。

そこで、MMK 第9章諸類本を対照させると、以下のような結果が得られた。

		Vai	Tib(D)	Ch(a)	Ch(b)	Ch(c)	補記
治病法説示分	§ 1	p.57,1.1-1.11	144b ¹ -b ⁷	p.865a-b ³	p.780a-b ¹¹	p.781a-b ¹⁰	一字真言が諸本の間で一致していない ⁴⁾
	§ 2	p.57,1.11-p.58,1.11	144b ⁷ -146a ⁴	p.865b ⁴ -c ²⁶	p.780b ¹² -p.781a	p.781b ¹¹ -p.782a	Ch(b)には他の諸本と異なる箇所がある
成就法説示分	§ 3	p.58 1.12-1.32	146a ⁴ -147a ¹	p.865c ²⁷ -p.866a ²¹	欠	欠	
	§ 4	p.58 1.32-p.59	147a ¹ -b ¹	p.866a ²² -b	欠	欠	

Vai・Tib(D)・Ch(a)は、細部にわたる逐語的な一致は見られないものの、全体的に概ね対応しているといえる。したがって、それぞれMMKの異なる全体像を伝える三本であるが、第9章に限定すれば、付加や改変がほとんどなされておらず、第9章の形態は、少なくとも、天息災によって漢訳された10世紀頃からほぼ変わらず保持されていたと考えられる。しかし、Ch(b)・Ch(c)は、いずれも「治病法説示分」のみに対応している。さらに、「治病法説示分」とCh(c)はほぼ一致するものの、Ch(b)は「治病法説示分」に存在しない内容が散在している。したがって、Ch(b)は類本として認められ得る範囲にあるものの、Ch(c)ほどの一致は見られず、系統の異なる類本であることも確認できる。

以上の考察を整理すれば、第9章の成立に関して、以下のような可能性が考えられるだろう。第一に、第9章は、その前半部分の「治病法説示分」に限定すれば、義浄がインドに滞在していた673年から686年⁵⁾には、すでに何らかの形で成立していた可能性である。第二に、第9章を構成している「治病法説示分」と「成就法説示分」は、もともとは互いに独立して成立していた可能性である。異なる系統の類本であるとはいえ、Ch(b)・Ch(c)は同時期に漢訳され、同じく「治病法説示分」のみに対応していることから、おそらく同種の経典の原型が6世紀頃には成立しており、その後、原型をもとにしたいくつかの類似の経典が流布していたのだろう。一方「成就法説示分」は、本経第4章から第13章がパタに関連する儀軌を説く構成を考慮すれば、ある程度まとまった形の一部として成立していたことが考えられる。したがって、治病法とパタを用いた成就法という主眼の異なる儀軌が、後代のある段階の梵文原典編纂者の手によって組み合わせられたと考えられるのではないだろうか。しかし、その後は特に目立った付加や改変は

なされず、現存のような第9章の形態を保持していたと思われる。

3. MMK 第9章「治病法説示分」成立背景の考察

では、なぜ「治病法説示分」のように、アーユル・ヴェーダの知識と真言持誦という密教儀礼を融合させた治病法を説く経典が成立したのだろうか。本稿の以下では、成立年代をある程度想定できた第9章「治病法説示分」に限定して、義浄の関連典籍に見られるアーユル・ヴェーダの影響を検証することにより、その成立背景を考察してみたい。

まず注目したいのが義浄撰『南海寄帰内法伝』（以下『内法伝』）である。『内法伝』は周知の通り、7世紀後半のインド仏教の実状を知る上で貴重な資料である。義浄は、その三章分にわたり、アーユル・ヴェーダを紹介し、当時の仏教教団で行われていた医療行為の実態を報告している⁶⁾。中でも注目すべきは、アーユル・ヴェーダの治病法が八科に整理されていたことを報告している箇所⁷⁾であり、この八科の分科法は、アーユル・ヴェーダ聖典の記述と合致する⁸⁾。

さらに、義浄訳『金光明最勝王経』「徐病品」にも、アーユル・ヴェーダの八科を説く偈文が見られる⁹⁾。『金光明経』には、翻訳年代が明確な漢訳三本が現存するが¹⁰⁾、それらの「徐病品」を比較すると、最も増広の進んだ義浄訳は、アーユル・ヴェーダの影響を受けたと考えられる偈文の分量が著しく増広されており、『内法伝』と同様の八科に関する記述は、義浄訳のみに確認できる。したがって、漢訳に限定すれば、義浄訳の底本となった梵本が成立するまでの間に、アーユル・ヴェーダの八科の記述を含め、偈文の増広がなされたと考えられる。つまり、義浄がインドに滞在していた7世紀には、アーユル・ヴェーダの治病学が経典に反映されるほど、仏教側にも広く受容されていたと言えるのではないだろうか。

このような背景を考慮すれば、「治病法説示分」を取り巻く密教者たちは、すでに流入していたアーユル・ヴェーダの知識を受容し、日常生活を営む中で活用される知識から、病氣平癒という現世利益を成就する密教経典として昇華させたと考えられる。周知のとおり、7世紀のインド仏教は、密教隆盛期への過渡期に当たることから、アーユル・ヴェーダの知識と真言持誦という密教儀礼を融合させることによって、新たな密教経典が要請されていたことは想像に難くない。

ゆえに、「治病法説示分」の成立背景には、アーユル・ヴェーダに裏付けられる医学的根拠を前提とし、そこに真言持誦という密教儀礼を融合させることで、合理的かつヒンドゥー文化に内在する呪術性に呼応した治病法を説く、新たな密

教経典を制作しようとした意図を指摘できるのではないだろうか。

- 1) Dr. Martin Dellhey によれば, MMK のネパール写本の調査により, MMK の原型の経題は, *Mañjuśriyamūlakalpa* であったと指摘している. しかし本稿では, 使用した出版梵文テキストにもとづく *Mañjuśrīmūlakalpa* の経題を採用することにした. 2) Vai は Gaṇ に若干の校訂を加えた再版本であるから, 実際には, MMK 第9章の梵本は一種である. 3) 拙稿「Mañjuśrīmūlakalpa 第9章における呪術的治病法について —アーユル・ヴェーダの観点から—」『豊山教学大会紀要』vol.38, 2010 を参照されたい. 4) 一字真言に関する考察は松長 [1966] を参照. 5) 宮林昭彦・加藤栄司『南海寄帰内法伝 —七世紀インド仏教僧伽の日常生活—』法蔵館, 2004, 巻末「翻経三蔵義浄法師年譜」を参照. 6) 『南海寄帰内法伝』大正 No.2125. vol.54, pp.223a–225b; 岩本裕「インド医学序説」『アーユルヴェーダ研究』第3号附録, 1973 を参照. 7) 『内法伝』p.223b–c. 8) *Carakasamhitā*, 1.30.28 (*The Carakasamhitā by Agniveśa*, edited by Vaidya Jādavaji Trikamji Āchārya, Varanasi, Reprint, 1984.) および *Suśrutasamhitā*, 1.1.7. (*Suśrutasamhitā with English translation of text and Ḍalhana's commentary along with critical notes*, vol.1, P.V. Sharma, Varanasi, Reprint, 2004.) 9) 『金光明最勝王経』大正 No.665. vol.16, p.447c–p.448c. 10) 壬生台舜『金光明経』大蔵出版, 1987; 藤谷厚生「金光明経の教学史的展開について」『四天王寺国際仏教大学紀要』2004 などを参照.

〈本稿で使用した略号・参考文献〉

- Gaṇ : *Āryamañjuśrīmūlakalpa*, Skt.ed. by T. Gaṇapati Śāstrī, Trivandrum, Reprint, 1992. (originally published 1920–1925)
- Vai : P.L.Vaidya, *Āryamañjuśrīmūlakalpa Mahāyānasūtrasamgraha II*, Darbhanga, 1964.
- Tib : 'Phags pa 'jam dpal gyi rtsa ba'i rgyud,
Śākya blo gros, Kumārakalaśa 訳 (11 世紀中葉)
Tib(D) はデルゲ版 東北目録 No.543 (台北版 No.540, vol.18) を指す.
- Ch(a) : 『大方広菩薩藏文殊師利根本儀軌経』天息災訳 (986), 大正 No.1191, vol.20.
- Ch(b) : 『大方広菩薩藏経中文殊師利根本一字陀羅尼経』宝思惟訳 (702), 大正 No.1181, vol.20.
- Ch(c) : 『曼殊師利菩薩呪藏中一字呪王経』義浄訳 (703), 大正 No.1181, vol.20.
- 松長 [1966] : 松長有慶「*Mañjuśrīmūlakalpa* の成立年代について」『印度学仏教学論集 : 金倉博士古希記念』平楽寺書店, 1966.

〈キーワード〉 義浄, 治病法, アーユル・ヴェーダ

(大正大学大学院)